

浜松市下水道の汚水排出量の認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市下水道条例（昭和37年浜松市条例第21号。以下「条例」という。）第15条、第15条の2、第16条及び第17条の規定のうち汚水排出量の認定について、必要な事項を定める。

(点検例日)

第2条 条例第15条第1項に規定する点検例日は、次のとおりとする。

- (1) 水道を使用している場合は、浜松市水道事業給水条例（昭和33年浜松市条例第18号）第3条第4号に規定する点検例日と同日とする。
- (2) 一般家庭で水道を使用せず汚水の排出量の計測のための装置（以下「計測装置」という。）が設置されていない場合は、次のとおりとする。
 - ア 浜松市下水道条例施行規程（昭和43年浜松市下水道部管理規程第7号。以下「規程」という。）別表前期調定区域内に排水設備が存する場合 5日
 - イ 規程別表後期調定区域内に排水設備が存する場合 20日
- (3) 前2号以外の場合は、第1号に準じた日とする。

(計測装置の設置)

第3条 条例第16条第4項に規定する管理者が設置する計測装置は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第18条に定める有効期間内の特定計量器（以下「検定メーター」という。）及び井戸の動力式揚水設備の稼働時間を積算計時する装置（以下「時間計」という。）とする。

2 管理者が設置する検定メーター及び時間計は、1つの水源に対して1個とし、その設置場所は、当該水源の全使用水量を計測できる位置の中で、管理者と使用者が協議し、管理者が決定する。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 工業用水を利用し汚水を排除する場合
- (2) 使用者の事由により、特殊なメーターを使用する場合
- (3) 使用者の事由により、水源の全使用水量を計測できる位置に計測装置を設置しない場合
- (4) 雨水を利用し公共下水道に汚水を排除する場合
- (5) 汚水排出量の減量のために水量を計測する場合
- (6) 一般家庭で水道による汚水以外の汚水を排除する場合において計測装置を設置する場合
- (7) 水源の全使用水量を計測できる位置に検定メーターを設置できないと判断した場合

3 使用者が前項ただし書きの規定により設置する計測装置は、原則として検定メーターとする。なお、当該装置の設置場所は、あらかじめ管理者と使用者が協議し、管理者が決定する。ただし、検定メーターでの計測が困難で、検定メーター以外の特定計量器（以下「検定外メーター」という。）を設置する場合は、事前に検定メーターを設置できな

い理由書及び当該装置の性能関係書類等を管理者に提出し、その装置で認定できる旨の許可を得なければならない。

4 使用者は、前項の規定により計測装置を設置した場合は、「汚水排出量の認定に係る装置の設置届」(第1号様式)に必要な関係書類を添付して、速やかに管理者へ届け出なければならない。

5 管理者及び使用者が計測装置を設置する場合は、浜松市下水道の汚水排出量を計測のための装置の管理等に関する要綱及び当該計測装置の製造事業者が示す設置状況、適正使用流量範囲、定格最少流量、定格最大流量等のすべての基準を順守するものとする。
(計測装置の管理)

第4条 使用者は、管理者が前条第1項の規定に基づき時間計を設置する場合は、三角せき又は容器等の実測値による資料を添えて動力式揚水設備の単位時間における揚水量(以下「動力式揚水設備揚水量」という。)を事前に管理者へ届け出るものとし、揚水設備の老朽化又は地下水位の低下等による揚水量の変化がある場合の変更も同様とする。

2 使用者が設置する装置の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 検定メーター 計量法施行令第18条に規定する有効期間

(2) 検定外メーター 製造者の推奨する使用期間の範囲の中で製造日から8年

3 使用者は、前項に規定する有効期間内に使用者の費用により装置を交換しなければならない。この場合において、使用者は、装置の交換後速やかにメーター交換報告書(第2号様式)により管理者へ報告しなければならない。

4 第3条第3項により計測装置を設置した使用者は、管理者が別に定める浜松市下水道の汚水排出量を計測のための装置の管理等に関する要綱に基づき計測装置の定期検査を実施しなければならない。

(汚水排出量の認定)

第5条 条例第16条第1項ただし書きの認定は、次のとおりとする。

(1) 2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合の排出量は、各使用者が均等に汚水を排除したものとみなす。

(2) 公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開した場合において、公共下水道の使用期間が水道の使用期間より短い場合の水道による汚水の排出量は、水道の使用水量を水道の使用日数で除し公共下水道の使用日数で乗じた水量とする。この場合において、当該排出量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(3) 浜松市水道料金の軽減又は免除に関する要綱(平成30年4月1日施行)第6条第3項の規定により減免を決定した場合において、その漏水した水が公共下水道に排除されていない場合の水道による汚水の排出量は、浜松市使用水量認定要綱(平成30年4月1日施行)第5条の規定を準用し認定する。

- (4) 浜松市水道料金の軽減又は免除に関する要綱第6条第5項の規定により減免を決定した場合において、その使用した水が公共下水道に排除されていない場合の水道による汚水の排出量は、減免を決定した額相当の水量を減じて認定する。
- 2 条例第16条第2項第2号に基づく汚水の排出量の認定方法は、次のとおりとする。
ただし、次条に該当すると認められる場合は、当該減量認定を受けた水量を除いた水量を排出量とする。なお、認定した排出量を2以上の使用者が共同で使用している場合の排出量は、前項第1号の規定を準用する。
- (1) 第3条により計測装置を設置した場合
その装置（減量に係る装置を除く）を管理者が計測し、その計測結果をもってその排出量とみなす。この場合において、時間計が設置されている場合は、動力式揚水設備揚水量に当該月分の揚水設備稼動時間を乗じて得られる水量をもって排出量とみなす。
- (2) 第3条で規定する計測装置を設置できない場合
使用者が行う実量（日量、月量等）や三角せきにより計測した水量等の合理的な資料に基づき排出量を認定することができる。この場合において、使用者は、事前に配管図及び当該計測方法の性能関係書類等を管理者に提出し、その計測方法で認定できる旨の許可を得なければならない。
- 3 前項第1号の水量の計測は、管理者が使用者による計測を認めた場合は、計測結果を使用者が作成した報告書により管理者に提出することができる。この場合において、使用者は、事前に報告書によらなければならない理由を記載した申請書に配管図等の関係書類を添えて提出し、管理者の許可を得なければならない。
- 4 使用者は、前項の規定により報告書による水量の計測の許可を受けた場合であって、管理者が必要があると認めたときは、水量の計測装置等の計測に応じなければならない。
- 5 第3条の規定に基づき管理者が設置した装置の故障等により排出量が正確に計測できていないことが明らかな場合は、検針した月の前4か月間における排出量、前年同期の排出量その他使用状況を考慮して認定する。また、使用者は、管理者が装置を交換するにあたり、日程等の調整について協力するものとする。
- 6 第3条の規定に基づき使用者が設置した装置その他の機器の故障等により排出量が正確に計測できていないことが明らかな場合は、検針した月の前4か月間における排出量、前年同期の排出量その他使用状況を考慮して認定する。ただし、第3条第2項第5号の規定により使用者が設置した計測装置の故障により減量水量が2か月を超えて不明のときは、その装置に係る減量を行わない。また、当該設備の所有者は、故障した設備及び遮断された電源等の排出量が計測できない原因を速やかに修理又は交換若しくは復旧し、その内容を記載した報告書を管理者に提出しなければならない。

（減量の対象等）

第6条 条例第17条第1項に規定する使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量

と著しく異なるものは、公共下水道へ排除しない水量（以下「減量水量」という。）が全体の使用する水の量の10パーセント以上の施設を対象とする。ただし、第3条第3項の規定により使用者が設置した計測装置が適正に設置されていない、計測装置の適正流量範囲を逸脱している、故障していることが明らかであるが当該装置を交換していない等の理由により汚水の排出量が正確に計量できていないことが疑われる場合は、その原因が解消するまでの間は対象としない。

2 減量水量の計測装置の設置及び維持管理については、排水設備の所有者又は使用者が行うものとする。この場合における減量水量の計測装置は、第3条及び第4条を準用する。

3 条例第17条第1項に規定する製氷業その他の営業は、次のとおりとする。

- (1) 民間企業での企業活動
- (2) 官公庁
- (3) 公共的団体等での事業活動
- (4) その他管理者が認めた団体等の事業活動

4 減量の対象及び減量の方法は、次のとおりとする。

(1) 製品含有

ア 氷、飲料水、食料品等の製品又は生コンクリート等の材料に含まれる水量について、計量できる場合は、その水量を減量の対象とすることができる。

イ 製品に含まれる水量を計量できない場合で、使用者が製品の含水率・製品出荷量等を証明できる場合は、その資料により水量を算定し、その水量を減量の対象とすることができる。

(2) 製品製造過程

ア 紡績、製紙、製菓等の製品製造過程における蒸発水について、計量できる場合は、その水量を減量の対象とすることができる。

イ 製品製造過程の蒸発水量を計量できない場合で、使用者が、製品製造過程における蒸発水量を証明できる場合は、その資料により水量を算定し、その水量を減量の対象とすることができる。

(3) ボイラー

ア ボイラーからの蒸発水について、補給水量から公共下水道へ排除するブロー水量等を除いた水量を計量できる場合は、その水量を減量の対象とすることができる。

イ ボイラーからの蒸発水について、公共下水道へ排除するブロー水量等を計量できない場合、ボイラーへの補給水量の90パーセント以内を減量の対象とすることができる。この場合において、使用者は、補給水量に対する公共下水道へ排除するブロー水量等の割合を証した資料を、管理者へ提出しなければならない。また、この割合を変更する場合も同様とする。

(4) 冷凍機や冷却装置

ア 冷凍機や冷却装置に係る冷却用循環水の蒸発水について、公共下水道へ排除するブロー水量、オーバーフロー水量等を計量できる場合は、補給水量からこれらを差し引いた水量を減量の対象とすることができる。

イ 冷却装置のうちクーリングタワーに係る冷却用循環水の蒸発水について、公共下水道へ排除するブロー水量、オーバーフロー水量等を計量できない場合は、クーリングタワーへの補給水量の90パーセント以内を減量の対象とすることができる。この場合において、使用者は、補給水量に対するブロー水量等の割合を証した資料を、管理者へ提出しなければならない。また、この割合を変更する場合も同様とする。

(5) 清水

水冷式の冷暖房・冷凍機の装置のうち昭和60年3月31日以前から減量されている装置について、二次使用しないで清水を排除しているときは、その使用水量に対し、75パーセント以内を減量の対象とすることができる。また、一部雑排水を使用する場合は、50パーセント以内を減量の対象とすることができる。

(6) 車両・船舶等の積載水

公共下水道に流さない車両、船舶等の積載水について、使用者がその積載した水量を証明できる場合は、当該水量を減量の対象とすることができる。

(7) 産業廃棄物の含有水

汚泥等産業廃棄物の含有水について、公共下水道とは別に搬出処理等を行い、使用者がその含有水の水量を証明できる場合は、当該水量を減量の対象とすることができる。

(8) 免除排水

下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項ただし書きの規定に基づく排水設備設置義務の免除の許可を受け、公共用水域への放流許可を受けた冷却水等を計量できる場合は、当該水量を減量の対象とすることができる。

(9) その他

前各号のほか、使用者から合理的な資料による汚水の排出量の減量に係る申請があり、管理者が審査して汚水の排出量の減量を認めた場合は、規程第15条の規定による申告書の提出をすることにより、当該水量を減量の対象とすることができる。

5 減量の有効期間は、次条第4項の規定により通知した日の属する月から5年とする。

（減量の申請等）

第7条 使用者は、条例第17条の減量をしようとする場合は、事前に設備及び減量水量の計測装置の確認のため汚水排出量減量認定申請書（第3号様式）に、減量水量の計測装置の設置場所、算出根拠を明らかにした予定される減量水量及び給排水系統を明らかにした給排水管系統図等の関係書類を添付して、管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の規定により使用者から減量の申請があった場合は、速やかに当該申請書等の内容その他必要な事項について審査し、施工の承認をする。

- 3 使用者は、前項の規定により管理者から施工の承認がされた場合は、減量水量を計測するための装置を設置することができる。この場合において、使用者は、当該措置の設置後速やかに減量に係る計測装置の設置完了届（第4号様式）に写真等の関係書類を添付して管理者へ届け出なければならない。
- 4 管理者は、前項の規定により使用者から減量に係る計測装置の設置完了届を受けたときは、速やかに設置状況等（現地確認を含む）について審査し、減量の可否を決定する。この場合において、審査結果を汚水排出量減量認定審査結果通知書（第5号様式）により速やかに使用者へ通知するものとする。また、減量が不相当と決定した場合は、不相当とした理由も合わせて通知するものとする。
- 5 管理者は、第3項の届出があった日から起算して30日以内に減量の可否を決定する。この場合において、届出書及び関係書類の補正並びに装置等の改修に要した期間は除くものとする。
- 6 管理者が第4項の規定により通知する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 施設の場所
 - (2) 減量の可否及びその理由
 - (3) 適用日（決定日）
 - (4) 減量の有効期間
 - (5) メーター番号
 - (6) その他管理者が必要と認めた事項

（減量の更新）

第8条 減量の更新をしようとする使用者は、減量の有効期間が経過する2か月前までに汚水排出量減量認定申請書（第3号様式）に、減量水量の計測装置の設置場所、算出根拠を明らかにした予定される減量水量及び給排水系統を明らかにした給排水管系統図等の関係書類を添付して、管理者に提出するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により使用者から減量の申請があった場合は、速やかに当該申請書等の内容その他必要な事項（現地確認を含む）について審査し、減量の可否を決定する。この場合において、審査結果を汚水排出量減量認定審査結果通知書（第5号様式）により速やかに使用者へ通知するものとする。また、減量が不相当と決定した場合は、不相当とした理由も合わせて通知するものとする。

（汚水排出量の申告）

第9条 条例第17条第1項の規定により管理者の指定する日までに申告書の提出がなかった場合は、点検例日に計測した水道等の計測結果から得られた水量に基づき排出量を認定する。

- 2 条例第17条第1項ただし書きの管理者による計量を希望する使用者は、計量委任状（様式第6号）に設置場所の状況、設置場所までの経路その他の関係資料を添付して管理者へ提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定により計量委任状を受けた場合は、設置場所の確認等その内容を審査し管理者による計量の可否を決定する。この場合において、管理者は、決定内容を使用者へ通知する。

(減量の取消等)

第10条 管理者は、減量の決定を受けている使用者が次の各号の一に該当する場合には、減量の決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な方法により減量の決定を受けたとき。
- (2) 減量の申請手続きを行わず、無断で施設等を変更したとき。
- (3) 第4条第3項又は第5条第6項に規定する装置の交換等を実施しないとき。
- (4) 第6条第3項に掲げる営業及び第4項各号に掲げる対象に該当しなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

2 管理者は、前項の取り消しを決定した場合は、使用者に対して次に掲げる事項を記載した汚水排出量減量認定取消通知書(第7号様式)を送付するものとする。

- (1) 施設の場所
- (2) 取消の理由
- (3) 適用日(決定日)
- (4) その他管理者が必要と認めた事項

(細目)

第11条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱によりがたい事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 旧料金の算定に当たっては、なお従前の例による。
- 3 浜松市下水道の汚水排出量の認定及び減量に関する要綱(平成17年7月1日施行)は、廃止する。
- 4 この要綱の施行の際現に汚水排出量の認定に係る排水メーターの設備を設置している場合は、なお従前の例による。
- 5 前項の規定にかかわらず、第4条第4項の規定は、この要綱の施行の際現に汚水排出量の認定に係る排水メーターの設備を設置している使用者についても適用する。
- 6 この要綱の施行の日の前日までに、浜松市下水道の汚水排出量の認定及び減量に関する要綱(平成17年7月1日施行)第5条第1項の規定によりなされた減量の有効期間は、この要綱の施行の日から5年とする。ただし、減量の内容に変更が生じた場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(第1号様式)

汚水排出量の認定に係る装置の設置届

お客さま番号				排水設備確認番号			
設置場所							
使用水	水道	井戸	簡易水道	工業用水	その他()		
確認日	年 月 日		使用開始指針	m ³			
口径	mm	桁数	桁	検定期限	年 月		
メーター取付業者 (業者コード)				私設メーター番号(市付番)	()		

<写真>

取付前メーター指針

検定期限

設置状況(メーター器の拡大)

設置状況(背景を入れること)

入力		確認	
----	--	----	--

(第2号様式)

メーター交換報告書

(あて先)
浜松市水道事業及び下水道事業管理者

使用者住所
(所在地)
使用者氏名
(名称)
〔TEL〕 () - [内線:]
〔担当〕

お客さま番号			
設置場所			
メーターID		取替前メーター番号	-
メーター口径	mm	メーター交換日	年 月 日
取替理由	1 検定期限 ・ 2 故障取替 ・ 3 その他 ()		
メーター取替業者 (業者コード)	() TEL :		
メーター情報	取替前	最終指針	
	取替後	取付時指針	検定有効期限 年 月
		製造事業者 及び型番	
(備考)			

<上下水道部使用欄>

取替事由		取替年月日	
所有者区分		メーター 種類区分	メーター番号
ポンプ型式	0	メーター桁数	
検定期限 (西暦)		取付業者	
旧メーター指針		新メーター指針	
取替水量			

入力		確認	
----	--	----	--

(第3号様式)

年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者住所

(所在地)

申請者氏名

(名 称)

(- 担当 :)

汚水排出量減量認定申請書

汚水排出量の減量認定について、下記のとおり申請します。

記

お客さま番号							
設置場所							
汚水の種類	水道水 ・ 井戸水 ・ 工業用水 ・ その他の水 ()						
営業名				用途			
申請理由 (減量事由)					減量水量 (計画水量)		
計測装置		口径	桁数	検定期限	取付時指針	製造事業者及び型番	備考
	1						
	2						
	3						
施工業者	住所 (所在地)						
	氏名 (名称)		業者コード () (- 担当 :)				

添付資料

敷地内の給排水配管図 (給水系統に計測装置の位置を上記番号を付して記載)

給排水フロー図、申請場所の分かる地図、減量水量の算出根拠

写真 (取付前の指針、検定期限、計測装置、計測装置周辺)、その他の必要な資料

< 上下水道部使用欄 >

(第4号様式)

減量に係る計測装置の設置完了届

お客さま番号					
設置場所					
申請日	年	月	日	使用開始指針	m ³
口径	mm	桁数	桁	検定期限	年 月
取付業者 (業者コード)	()				

<写真>

取付前メーター指針

検定期限

設置状況 (メーター器の拡大)

設置状況 (背景を入れること)

(第5号様式)

第 号

年 月 日

(所在地)

(使用者名) 様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

汚水排出量減量認定決定通知書

汚水排出量の減量について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 施設の場所
- 2 減量の可否及びその理由
- 3 適用日(決定日)
- 4 減量の有効期間
- 5 計測装置

	メ-ター I D	メ-ター番号	装置の有効期間	方 書
1				
2				
3				

装置の有効期間が減量の有効期間よりも短い場合は、装置の有効期間の最終日を経過する前に交換を行い、浜松市上下水道部に速やかに報告してください。

6 その他

(1) 次の各号に該当する場合は、減量の決定を取り消します。

- ア 虚偽の申請その他不正な方法により減量の決定を受けたとき。
- イ 減量の申請手続きを行わず、無断で施設等を変更したとき。
- ウ 有効期間を経過した装置の交換等を実施しないとき。
- エ 減量の事由に該当しなくなったとき。
- オ 上記のほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

詳細は浜松市下水道の汚水排出量の認定に関する要綱第9条をご覧ください。

(2) 下水道使用料に係る不服申し立て

この下水道使用料の通知について不服のあるときは、この通知書を受取った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。

審査請求の裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6

か月以内に浜松市を被告として(浜松市水道事業及び下水道事業管理者が被告の代表者となります)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の期間が経過する前でも、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(第6号様式)

年 月 日

計 量 委 任 状

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は

所在地

(使用者)

氏名又は

名称

下記の計測装置について浜松市水道事業及び下水道事業管理者に、減量に係る計測装置の計量及び浜松市下水道条例第17条第1項に規定する申告を委任いたします。

また、浜松市水道事業及び下水道事業管理者が計量のために計測装置の設置場所に立ち入ることについて同意します。

記

1 使用場所

2 計量を委任する計測装置

3 計測装置の設置場所詳細

(第7号様式)

第 号
年 月 日

(所在地)

(使用者名) 様

浜松市水道事業及び
下水道事業管理者

汚水排出量減量認定取消通知書

汚水排出量減量認定について、下記のとおり取消を決定しましたので通知します。

記

1 施設の場所

2 取消した減量認定の内容

3 適用時期

4 取消理由

5 下水道使用料に係る不服申し立て

この下水道使用料の通知について不服のあるときは、この通知書を受取った日の翌日から起算して3か月以内に浜松市長に対して審査請求をすることができます。

審査請求の裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に浜松市を被告として（浜松市水道事業及び下水道事業管理者が被告の代表者となります）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の期間が経過する前でも、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。